

会 議 名 議会改革特別委員会
開閉日時 平成23年 8月 2日 (火)
午前10時00分～午前11時41分
(休憩 午前10時35分～午前10時41分)
会 場 委員会室

1. 出席者

1番 磯田義弘、 2番 黒川美克、 6番 幸前信雄、
9番 北川広人、12番 内藤とし子、13番 磯貝正隆、
14番 内藤皓嗣、16番 小野田由紀子
オブザーバー 議長、副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

柳沢英希、浅岡保夫、鷺見宗重

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 一問一答方式、反問権、自由討議について
- 2 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の幸前信雄委員を指名いたします。

議 題

1 一問一答方式、反問権、自由討議の導入について

委員長 それでは、本日お手元の方にですね、これら3件について、議会改革会議のまとめ（抜粋）とこれまでの試行実績状況の参考資料の配布をさせていただいておりますので、事務局より説明させていただきます。

事務局長 それでは、御説明申し上げます。まず、2枚ぺらのものですが、議会改革会議のまとめ（抜粋）でございます。これを御覧いただきたいと思っております。もう既に皆さま方、御案内のとおりでございます。第1期が平成17年12月から19年1月にかけて、そして、第2期が平成19年11月から21年7月にかけて御検討をされております。その際に議会改革会議のまとめについては、皆さま方のお手元にあると思っておりますけれども、本日はその抜粋の部分について御説明申し上げます。まず、第1期におきまして、一問一答方式、これは平成18年9月定例会から試行実施がされておりますけれども、同年8月25日の議会運営委員会において以下3点ついては、取り決めがされております。一つが、一般質問通告書の提出時に一問一答方式を行う旨議長へ報告をする。2点目、提出時に質問項目を列記すること。3点目、最初は登壇し、その後は自席で行う。なお、この一問一答方式の答弁いわゆる理事者サイドの答弁はすべて自席で行うと。このように決定がされております。そして、第2期において、反問権についてでございますが、21年3月定例会より試行実施

されておりまして、同年1月13日の議会運営委員会での決定事項でございます。なお、この反問権についてということで、四角で囲ってございますけれども、議員が、一般質問及び議案等に対して質疑を行う際に、一方的に質問、質疑をするだけでは議論が形骸化してしまう恐れがあることから、質問、質疑についての論点、争点を明確にするために、会議への出席者が議長、委員長の許可を得て、反問することができることとされたものでございます。そして、6点について決定がされております。1、名称については、統一的な呼称として、反問権とする。2、議長あるいは委員長の許可を得るということで、すべての会議で認める。3、反問できる者は、会議への出席者全員とする。4、反問することができる範囲として、質問議員の考え方の提示の要求。質問に対して疑問があるとき。質問の意味が不明なとき又は質問内容の確認。5、反問することのできる回数は、議長又は委員長の裁量とする。6、一般質問において反問権を行使した場合も現状の質問時間70分のままとし、その後何か問題があれば協議をする。一枚めくっていただきまして、次は自由討議についてでございます。やはり反問権同様、21年3月定例会より試行実施でして、同様に同年1月13日の議会運営委員会決定がされております。この自由討議につきましては、市民の多様な声を代表する議員は、議会が議員による討議の場であることを認識し、提案されている議案等の内容について共通認識を深めるとともに、市民サービスの向上になるかを判断するために議員間の自由討議を取り入れることとされたものであります。そして、8点について決定がされております。一つ、自由討議を導入実施する。自由討議は委員会で実施する。3、自由討議する議案等は、各派会議で各派からの要望により検討し、議会運営委員会であらかじめ決定する。4、上記3の会議は、本会議の総括質疑終了後に各派会議及び議会運営委員会を開催をする。5、自由討議は、各委員会における議案等に対する質疑等がすべて終了した後、採決の前に実施をする。6、自由討議の時間は、おおむね30分を目途とする。これは、21年3月9日の各派会議で決定をされております。当局については、基本的には退席とするが傍聴も許可する。8、試行の場合は、休憩中に実施し会議録は作成しない。というものであります。そして、いずれも導入時期について付記がございます。3月、

6月定例会において試行し、問題があれば検討していく。本格導入については、9月定例会以降ということで進める。ただし、行使実績により実施を決める。あくまで試行という部分からスタートするものであるから、改正、変更は可能であり、高浜モデルというものをつくっていけばよい。正式に実施する場合には、高浜市議会会議規則、高浜市議会委員会条例、もしくは議会基本条例の制定が必要である。当時はこういう議案基本条例も視野に入れた御議論がされたということで、今、申しあげました内容につきましては、それぞれ私どもがまとめました資料、そして、当時の議運あるいは各派会議での御議論のものを今一度私ども目を通していただいたうえで抜粋として取りまとめさせていただいたものでございます。なお、もう一つの参考資料として、ただいま申し合わせをされております、一問一答方式、反問権、自由討議の実績状況ということで、別紙に取りまとめさせていただいております。御覧をいただきますとおわかりになりますとおり、一問一答方式の実施状況については、2枚目までになります。14件。反問権は、3ページにあります。2件。自由討議の実施状況については、4ページにあります。5件と。こういう実績でございますので、あわせて御提出をさせていただきました。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたけども、この中でですね、ちょっと補足というと事務局に対して恐縮なんですけども、一問一答方式に関しましては、6月定例会から通告書のほうに、丸印を、何、一括方式なのか、一問一答方式なのかって丸印を付けるようにさせていただいております。それから、一問一答のところの②ですけども、提出時に質問項目を列記することってあるんですが、実はですね、この一問一答の項目を、例えば小項目ぐらいを列記をしていきますとですね、皆さん方に一般質問の一覧っていうか、どの議員さんがどういうテーマでやられるかっていうのを配りますよね。一般質問の締切が終わった後に、そのときにすべてそこに載ってしまうんです。で、載ってしまうということがおこると、例えば、同じテーマでやった場合に、先にやったほうが全部それ、聞いちゃうとかいう可能性も出てきちゃうんですよね。ですから、これ質問項目を列記することと書いてありますけども、基本的には最低大項目ぐらい、例えば、福祉行政についてとか、教育行政についてとか、いうよ

うなことぐらいの列記にとどめておるのが今までの例です。それからですね、反問権についてはですね、高浜においての反問権、一般的な反問権ではなく、高浜においての反問権の中で、当時議論として出てきたのはですね、例えば、反問の中に、議員に対して代案の提示を求めてきたりだとか、あるいは、他市のどこどこでは、こうだ、あーだっというような話の中で、それをもっと詳しく聞かせてくれとかっていうようなことをですね入れる入れないってというような議論もあったんですけども、その辺の部分っていうこの高浜において、今、試行してきた反問権の中には入っておりません。そこまでのものは権利として拡大していないというのが現状の状況であります。大体そんなもんですかね。というところが、今まで試行してきたところでございますので、本日はですね、この一問一答から個別に、まず、それをきちんと試行から本格採用していくのかどうなのかっていう結論の部分とそれからどのように運用していくのかという部分そこのところをですね、皆さん方から御意見を伺って、で、もしきちんと実行していくということになれば、委員会規則だとか会議規則だとか委員会条例の変更をこれ議運のほうにお願いしなければならないということになりますので、そこのところを踏まえた議論をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。それでは、皆さんから御意見、御協議をお願いしたいと思っておりますけども、まず、一問一答方式についての御協議をお願いいたします。

意（13） 一問一答方式はですね、今まで従来のやり方と併用ということで選択性という形をとりながら行ってきたわけでありまして。そういった状況で、選択性であれば、あればというよりも、そういう状況下でいけばいいかなと思います。

意（6） これ、一問一答、今までやってきた経過見ていただけるとわかると思うんですけども、質問内容が一問ということによって基本的にそれですうっと突っ込んでいく。やり取り聞いてると非常にわかりやすいですし、聞いているほうはすごく理解しやすいと思うんですけども、これ複数の案件にまたがる場合っていう例は今までございません。ただ、そういうことも質問したいってことは、質問者の権利を阻害するっていう形になりますので、複数出た場合にどうする

かということですが、基本的には、一つ大項目に質問、ずっと質問されて、その後ですね、2問目に入ったときに、1問目に戻らない。要は1問目始めたらそこで完結いただく。これは定義として決めてあげないと当局側も混乱しますし、聞いているほうがかえって混乱するような形になりますので、最低限そこだけは決めておいてあげたほうがいいのかなくなっていうふうに、今度規則にするのであれば、そういうことは決める必要があるのかなあというふうに感じておりますので、よろしくをお願いします。

意（16） 一問一答方式については、かなりやられている方は何回も実施されております。私は今まで一度もまだやったこと無いですが、一度経験する必要があるかなというふうに思っております。ただ、あの項目が一つの項目だけでってというのは、なかなか長くやるっていうのは厳しいかなというそういう状況もありますので、近隣市の状況だとか、今、全国的な動向見てみますと一問一答方式を正式に取り入れている市がかなりふえてまいりましたので、高浜市も改革を進めていくうえで、ぼつぼつ、前向きに検討していったほうがいいのかというふうには思っています。ただ、導入してみて私自身ちゃんとできるかどうかは心配な面ありますけども。

意（2） 先ほど幸前議員も言っておみえになりましたけども、実際に私もこういったことは6月の議会のときにやらせていただいたんですけども、いわゆる一問一答方式じゃなくて今までと従来と同じような形でやらせていただいたんですけども、今小野田さんも言われましたし、それから市政クラブの幹事長さんも言われたんですけども、やはり一問一答方式はやっぱり導入するふうにしていったほうが良いと思いますけども、ただ先ほどの話でいくつやりたいという話になりますと、そうすると、その部分が結果なかなか難しいと、だから先ほど幸前さん言われたみたいに、ルールとしていわゆる、二つなら二つの項目をやった場合に、結果1問ずつ前のいわゆる完結してその部分には戻らないと、そういう形の導入のほうがいいのかというふうに思います。

意（12） 基本的には一問一答方式、何て言いますか、一問一答方式、私もまだやっていませんが、いろいろやられた方の意見なども聞いてみますといいのかないという感じを思っているんですが、まだそうやってやってない方も、一般

質問そのものをやってない方も高浜なんかみえるわけですね。そういうことを考える、そこへまた先ほど、磯貝議員が言われたみたいに、二つ三つやるとなると、どちらがいいのかなということも思うわけですし、例えばこの議会改革特別委員会つくったわけですが、この時点でどうしても、一問一答とか一括とかしなきゃいけないものなのかどうか、それと、できればやっぱりまだ一般質問やられてない方たちもそのどちらかを選んでやるという、そういう選択肢を、あったほうがいいと思いますので、できれば、両方ともやっていけるという状況においてほしいと思いますが。そういうふうにもまだどちらかに決めなきゃいけないということはちょっと止めといて、どちらでもいいよという状況にしてほしいと思います。

意（14） 内藤議員の言われたように、やっぱり、併用っていうんですかね。試行のときに併用でしたんで、併用で試行が特別私が聞いって問題ないっていか、それぞれ一問一答方式でやられる方も一括でやられる方も特別質問の内容とか進行について問題なかったと思いますんで、あくまで併用で選択性で実施する。試行じゃなくて本格導入するっていうことでいいと思うんですね。ここでは、一問一答方式についてってことで、一括のことが何も書いてないですけども、ここに一問一答方式と書いてあるからといって、これだけっていうことじゃないという討議だと思いますけど、併用というか選択性ということでは私も賛成です。一問一答については、先ほど幸前議員から言われておるように、どういうふうにもうちょっと具体的にね、決めがあったほうがいいのかなんていう気がします。例えば2問3問あった場合に最初は登壇で3問、2問なら2問を趣旨だけ説明しておいて、後は自席で一つずつやっていくっていかね。その辺はもうちょっと精査したほうがいいのかもしれんですけど。というふうに私も思います。

意（12） ちょっと一問一答方式の幸前議員が言われたみたいな件ですが、ちょっと何ていいますか、一問一答方式をやる場合に、例えば2問3問あった場合に大きい問題で最初に質問をする。で、自席に戻って答弁もらう。その後、その自席の方で2問目の質問、3問目の質問もするのか、とにかく、最初の段階で全部質問するのか、そういう辺りについては、また別についていうのか、そ

の一問一答方式と一括とどういうふうにしていくのかということを決めた後でまたその問題に限って、また検討していただきたいと思います。

意（１） 私も一問一答方式の導入には基本的には賛成であります。自分が、市民であったときに傍聴したとき、あるいは議事録を読ませていただいたときも大変わかりやすいという意味で賛成であります。で、細かいやり方については今までの試行期間でやったことの反省を踏まえた改良をそれからこれから導入してからも改良していくうえでかえていけばいいと思いますので、基本的に賛成であります。

委員長 おおむね皆さん方、御意見いただいたんですけども、私からもちょっと話をさせていただきますけども、基本的に一問一答を導入しようじゃないかという議論をやったときのことを皆さん思い出していただきたいんですけど、市民の方々に傍聴者あるいは会議録を見た方々にわかりやすいのは、このほうがわかりやすいんじゃないのという話から一問一答の導入をしたらどうだということで議会改革会議の中で取り上げられてきたわけですよ。で、その中で规则的にまだ当時は他市の例もそんなにないときだったもんですから、どういうふうやってるのかということもあまりわかってない状況だったんですよ。ですから、例えば一問一答に統一するが、もしできるのであれば極端な言い方をすれば、本会議場の議場の改造も当然して質問席を設けるだとか何とかってことも必要になってくるかもしれませんし、その辺までこういく話だと思っんですよね。基本的にこの話は。だから、僕が思うのは質問を例えばやったことがないとか、どういうふうやっていいかよくわからんとかっていうことではなくって、市民の方々が聞いている中でいかにわかりやすい議論がそこでなされるのかという方法論の中でどうでしょうかっていうところから入っていかないと、これは改革になっていかないと思っんですよ。そのところを踏まえてですね、また御意見を出していただきたいんですけども。

意（１４） 委員長の話を聞いていると、もう、一問一答方式一つで一本化するというような意見のように聞こえるんですけど、そういう意味ですか。

委員長 そういう意味ではなくって、それを踏まえて併用なら併用でいいですよ。決定の部分がね。ただそれを踏まえてもらわないと、要は議員の都合でっ

ていう話ではなくって、市民の方々にやっぱりわかりやすい議論をしっかりと示さなきゃいけないというところがどうも飛んじやってるような感じがしたもんですから、そういうところがありましたよねって確認の話を僕がさせていたんだいんです。

意（16） 議題が一つだけの場合はすごく聞いててスムーズに感じるんですけども、私たちだと、二つ、三つの議題になると、最初登壇してね、全体の質問しますよね。で、後、答弁もらうときも全体の答弁いただけますよね。それで、また、一から順番にやっていくという感じになるんですけども、そうすると聞いている方がどういうふうを受け止められるかなってことは感じながらいつもやってるんですけども。そこら辺のことをきちっと一問一答になると、だから、席がきちっと登壇しないでそのきちっとした席が正式な席があれば、それはスムーズに行くと思うんですけどね。そうすると、2議題目をやる時には、こちらでやるということですよ。ちょっと、多分、一つずつやっていくということですよ。さっき言われたように。今ですとまとめて答弁いただくもんですから、それでまた最初から1問目から順番に追ってやっていくって感じなもんですから、聞く側にとってはちょっとわかりづらかなっていうふうな感じはするもんですから。まあ、やるならやるで、正式にやってってもいいかなって。席をきちっとしないとやれないですよ、それはね。二つ三つ議題があった場合には。

委員長 僕が平成19年3月に二つのテーマでやってるんですよ。一問一答を。あのときは、登壇をして今日のテーマはこれとこれでやりますよってまずもってこれですって行って、組織構造改革のことをやって、で、やって行ってというか、そこで、登壇して組織構造改革のことの一番頭の部分をやって自席に戻って組織構造改革全部終わってから、じゃあ2問目のTPSについてっていう形でやらしていただいたんですよ。自席で。だから、2問目のときにまた例えば、また登壇するとか質問席に移るとかってことじゃなくて自席で、だから質問席があれば質問席でいいと思うんですよ。極端なことをいえば、登壇しなくてもいいのかなって気もしないでもないですけども、イメージとしてはそんなイメージだったと思うんですが。

意（16）　あまり今、長い間そういうふうでやってきてしまったものですから、もうしっかり身についちゃってるんですよ。新たなことをやるっていうとね。ちょっと、だから、そういうことを頭においておけば、そういうふうであればね、そういうふうなやり方があるってことですね。承知いたしました。

意（14）　今委員長が言われた、多分、いわゆる先も私言いましたけども、登壇して質問するときには質問の具体的な質問というよりもなぜこういう質問するのかというんで趣旨説明的な場合が多かったんじゃないかと思う。だから時間的にも登壇するのが普通10分15分あるいは20分くらい質問の時間があるけど、まあ5分とか10分とかね、短い場合が多いっていうのは趣旨説明みたいな。そういうことで、その後で具体的に細かい項目を聞いてくるだろうと思うんですね。

意（13）　ちょっと確認ですが、そうすると、1問目の今内藤さんがおっしゃったように、趣旨説明を登壇してやられます。それで帰りますよね。討論とか、そうしてやっていきます。終わります。2問目については趣旨説明を自席で1問目が終わってから趣旨説明から始めて、また討論というかこういういろいろやっていくということでもいいですよ。そういうことですよ。

委員長　整理して言わせていただくと、1問目の質問、テーマはね一番始め、登壇して今日のテーマは例えばこれとこれとこれって三つあっても二つあってもいいですよ、それは言ってもらえばいいと思うんですよ。だけど中身に関しては、1問目のものを登壇でやっていただくと、で、自席に帰って1問目の再質問をするということですね。再質問を2回3回やっていただいて1問目はすべて終了。その次に2問目の趣旨の部分と質問を言っていただいて、2問目のやりとりを再質問を踏まえてやっていくと、それが全部終わったら、3問目の趣旨の説明をしながら3問目の質問をしていただいて、その答弁いただくという形。要は再質問は再質問でやっていくと、そのときに2問目の質問のときに先ほどの1問目のときのことだけどって戻ってしまうとこれまた議論がわからなくなってしまうんで、それはだめですよっていう話、3問目のときに2問目のことに戻ったら同じことになりますので、それも控えたほうがいいですよというようなことで、イメージとしては一問一答ってのを考えてるんですけど

も。

意（16）　そういうやり方でやっていくんでしたら、席を新たに設けなくっても、きちっとした正式な席を設けなくってもやっていけるってことですよね。

委員長　僕がちょっとしゃべりっぱなしで申しわけないですけど、質問席を設けた場合に、登壇をするしないってのは、要は傍聴の方々に議員が顔を見せるか見せんかという話なんですよ。高浜の場合はカメラも例えば傍聴者が見えるようなモニターがありませんので、ですからそれを別に必要ないということになれば、質問席を設けておいて登壇しなくても、要は対面ですからあくまでも、もともとがだって、登壇すると議員と傍聴者に向かって発表してるみたいなもんで、対面してませんもんね、質問する側に対して。どうですかね。

意（12）　1問目、2問目、3問目とやり方については今言われたようなやり方でいいと思うんですが、やっぱり私もいろいろ聞いてみると、なかなかいいもんだよと、早くいうと。そんな話も聞いてますが、じゃあこれが決まった。すぐね、一問一答でやれるかっていうと、私自身はやれても、その初めてこうやる方については、いろんな一問一答でやられた方の議事録を読んでみえる方も一括方式のものを読んでみえる方もまだ新しい方たちもみえると思うんで、だから、どちらでもいいよという、自席で質問するにしても新しい場所をつくって質問するにしても、どちらで質問してもそれは質問する側には別に問題ありませんので、それはまた別の問題というか、決めていけばいい話で、やり方としてはやっぱり一問一答方式、一括方式両方併用という方法が、まだ、まだっていうか当面は必要じゃないかなと思います。

意（6）　今基本的には一括方式が一般質問のこれ委員会規則の中で決まっているだけなんですよ。今回これ一問一答も同列で認めようって話だって理解してますんで、一括方式なくすっていう議論じゃないと思ってます。先ほど委員長も言われましたように、要は議会で議論に加わっている人が一問一答方式でやったほうが皆さんの理解を得られるっていう、そういう掘り下げていかないといけないような項目、これ一問一答でやられたほうがいいと思うんですけども、考え方ですとか全体のことを聞く場合は一括方式のほうが議論の中身の理解しやすいってふうに思いますんで、これケースバイケース、要は議会傍

聴されている方、一般市民の方がどっちの方が理解しやすいかなってという観点で、自分の考えていることを当局にうまく伝えられる、その観点で考えて質問の形式を選べばいいのかなってというふうに思ってますんで、だから一括方式をなくすっていう議論はないとは思ってますんで、その辺はそういうふうに御理解いただきたいと思えますけど。

意（12） すみません。一問一答方式に話が集中しているもんで一括方式も忘れちゃいかんよという意味で言ったままで、意味としては理解してますし、一問一答方式も入れていくべきだと思ってます。ですから先ほども言われたように、大きいメインが二つ三つあった場合に先ほど言われたような形でいいのか。それと、席の問題をこれからどうしていくのか、そういうこともすぐに取りかかれるばかりではないかと思えますが、そういうこともきちんと話をしておいたほうがいいのかなんて気はいたします。

意（13） 一つ提案なんですが、一括方式もですね、先ほど私が申しあげたように、その大きな一つの自分の考え方、それから、またこういうこの一般質問に至った背景、これは結構ですし、で、第1問はやっていただく。登壇でも。場所は僕はあんまり意識していませんので、場所はどこでもいいと思ってます。それでそれが終わった時点で、さっき申しあげたように、2問目にまたそれじゃ2問目へいきます、これについては実は最近こうなってるじゃないかと、こういう事情だから私はこういう質問させていただくと、で、そういうふうに順次三つ目、四つ目、ですから、一番その今委員長が言われるように市民の皆さんにわかりやすい、あるいは議事録でもわかりやすいふうにするんなら、一括で趣旨からなにかからやっちゃうんじゃないかと、それを細切れにできれば一括方式の中でも質問なり提案をしてもらえるとわかりやすいじゃないかなあというふうに思います。いいですかね。と思えますが、いかがですかね。ですから、登壇をして今日はまあこれだけやるぞと、で帰りますよね。さあそれじゃってって当局側から1問こっち側についてはこうやってやります。で、これを終わって、今度はまた違う人がこうやってやるわけでしょ。これを後にしておいて、当局の2番目のやつを、それをやっちゃうからわからんようになる。

委員長 それが、一問一答じゃないの。

意（13） いやだから、それにしちゃえばいいってこと。だから僕も。いやいや。要はそういうことなんです。

意（14） 余計なことだけど、今の現状でもね、最初の質問に対して答弁は一括だけど、その後からはどっちかという和一問一答みたいなやり方で質問される方多いよね。一つずつ片付けるって言っちゃいかんかしれんけど。だから一問一答方式と一括が何かそれこそ併用というかな、一つの質問の中で併用されているような感じがしないでもないんでね。徹底的な一問一答方式じゃないけど、何か一問一答じみたというか、そんな質問の仕方が最近多いような気がしますよ。

委員長 それはちがっとる。違うと思う。

意（14） ちょっとそういうような感じですよ。だって、2番目3番目という。

委員長 だからそれが。

意（14） 本当は一括っていうのは、1、2あったら1、2っていう再質問1、2ですね。1問2問ってあるでしょう。最初のほうを一括でやるけど。再質問も二つでやるということ。二つずつやると。それを一つずつでやるってほうが多いですよ。

意（13） 一回、その一問一答の考え方のすり合わせをやらなきゃいかん。

意（6） もう一回やらないかんよ。

意（14） 質問の組み立て方が違うよね。

委員長 要は一問一答もそれから何ていうんですか、一括も多分同じなんです。その質問の組み方が、いわゆるロジックのつくりかたと一緒なんです。何があれかっていうと、その例えばここに今日参考資料でだしてあるのもそうですけど、それこそ大項目一つのもので一問一答をやっておるんですけど、これは逆に一括方式とほとんど変わらないです。あの当時やったのでずっと議事録多分見てもらってもそうだと思うんですけど。変らないんですよ。絶対的に違うのはテーマが二つ三つあるときは絶対的に差がでるんですよ。それだから、先ほど言ったように登壇して、そこで1問目も2問目も3問目も趣旨を全部訴えて、自席に帰って1問目から順番に片付けていくというのが磯貝議員の

言われたやり方だと思うんですけども。

意（14） 1問目も2問目も3問目も例えば3つあるとしたら、例えば趣旨説明については、向こうで登壇して。

委員長 暫時休憩します。

休憩 10時35分

再開 10時41分

委員長 会議を再開しますけども。先ほど幸前副委員長が言われたように、テーマによっては一括方式のほうがなじみがあるのかなと、あるいはテーマによっては一問一答のほうがいいのか、一問一答でもいつだれが何をどこでどうしたというような聞き方もあれば、それは三ついっぺんに聞くとかね。いつ誰がなんてことは別に細かく分けて聞く必要ないから、そういうのは二つ三つ一緒に聞くよというのはじゃこれは一問一答じゃないじゃないかっていうようなことも言われる方もみえるんですよ現実には。だからそうやって考えると要は一番大事なことは、傍聴の方々、あるいは会議録を見てどういう議論がなされているのかってことがわかりやすいかどうかということですので、これはもうテクニックの問題なんですよね議員の。ですから、それを考えると一問一答方式ってというのはこういうふうにやることを一問一答方式としましよと、一括方式は今までのことを一括方式としましよとその中で選択をしましよとということを実行でやってきましたんで、あくまで選択性でやれるという項目の中で一問一答方式を会議規則の中にどのように入れていくのかというところで議論を進めていきたいというふうに思いますけども、よろしいですか。

異議なし

委員長 あの先ほど一問一答の中で出てきた意見は大きく分けると二通りです。一つは質問趣旨に関しては二つ以上のテーマがある場合は、趣旨に関しては登壇の中では一つしか言わないと。2問目3問目の質問趣旨に関しては自席でい

うと、1問目は1問目だけ完全に終わらせてしまって、趣旨以降趣旨も含めて2問以降は自席でやるというというのが今まで試行でやってきた例を見るとそういうやり方だと思います。もう一つは、趣旨に関しては今日はこういう思いでこの質問と、こういう思いでこの質問と、こういう思いでこの質問とっていうふうで、一応登壇して趣旨に関して登壇していうと、だけど自席に帰って質問事項一項目ずつ1問目だけを全部片付けて、2問目次をやっていく、3問目を次やっていくという形でやっていくというのが今二通り出ておりますけども、これに対してはいかがでしょうか。今わかりました話が。小野田さんついてこれます。

意（16） 質問席については、どのような考えをもって見えるのか、質問席をもしきちっと整備するとかこれを設置する場合は予算が伴ってくるのか、今の現状のままでも何とかなるのか。そこら辺のことはこの4年間の中でどういう方向で行くのか。ちょっと道を外れちゃって申しわけないですけども。

委員長 当時の話は、基本的ですね空席はたくさんあるもんですから。うちの本会議場は。議席のいう真ん中列の真ん中の部分をあけて一番前の席の、今黒川さんと柳沢くんが座っているぐらいの所かな真ん中だから、あそこをあけてあそこを質問席という形でやれば特段予算を使わずにやれるんじゃないかって議論はありましたよね。それか、あそこでやると傍聴者から顔が全然見えないと要は向こう向きっぱなしですから。見えないからっていうことで一番北の前は幸前さんが1番席であった所あそこぐらいでやれば何とか斜めで横顔ぐらいは見せれるんじゃないかというような議論はありましたよね。一応予算をかけないでやるにはってことでそのような話が出た覚えがあります。

意（13） 予算といってもどっかの司会者テーブルをもってきてあとマイクだけでしょう。どうですかね局長。そんなに僕はかからんと思うんですけどね。

事務局長 今磯貝委員がおっしゃることは物理的には可能だと思います。ちょっとスペースの問題で何かこうレクチャーのようなものを持ってきて、そこにイス等を置いてやるっていうことは可能だと思うんですけども、残念ながらうちの会議録のテープの収録っていいですか、録音が対応できるかできないかっていうところが非常に大きなネックになってくると思うんです。それで皆さ

ん方の議席のマイクと当局のマイクは録音室ですべてとっておりますので、今度はこういうふうでハンドマイクとかスタンドマイクを使うとそれが果たしてできるかどうかというのがあると思いますので、そこが大きな不安になってきますね。

意（２） 議席のですね、マイクがついているわけですよ。あれは当然つながっているわけでもんで、それを改造してそっからもってくれば今の話はできるんじゃないですかね。

意（１４） 今、自席でやるのか特別そういう質問席を設けるかというふうな話が出ていますんで、どちらかだと思っんですよね。それを決めて対策のほうは何とかなると僕は思っんですけど。マイクがどうかいすがどうかいふことは、そんな金のかかる、かからんようにやろうと思えばやれると思っんですし質問席を設けるか設けないかというのを結論出すっていか議論したほうがいいと思っんです。

意（１６） 予算が伴うか、ちゃんとできるのかどうかということもわからないで、決めるわけにもいかないし、予算はあまりないでしょうし、だからこれは、検討課題の一つにしておいてもいいかなと思っんですけど。

委員長 他によろしいですか。私が一問一答で質問を自席でやった経験からすると、非常にやりにくいですね。いすがやりにくいんですよ。対面は対面しているものでいいんですけど、あのいすが無理やり戻ってくるでしょ。後ろからあれ結構きついですよね立ったり座ったりが。立っている間ずうっと押さえてなきゃいけないんですよ。あそこでやるとなると。それぐらいですわ、やりにくいのは。

意（１４） さっと立ちにくい。

委員長 それだけぐらいですね。

意（１６） きちっとそれは調査していただいといて。

委員長 調査。

意（１６） あと、報告をいただくということではいかがでしょうか。やれるのかやれないのか。予算がどれぐらいともなうのか。それを知りたいです。お願いします。委員長さん。

委員長 それでは、事務局。

事務局長 一度、業者さんといいますか、専門家の方にみていただくということで、他市、先進市がおやりになってみえるような、質問席を設ける場合、あるいはそうではなく、先ほど、磯貝委員がおっしゃられた、簡易な方法もあるかと思しますので、その辺は一度、相当時間はいただくことになると思いますが、一度専門家の方にみていただくようにさせていただきます。

委員長 それではですね。基本的に質問席をどうするかこうするかというよりも、まずもって一問一答をどうするかということ。ぜひとも、そこのほうでお願いいたします。一応、一問一答の方式としては、先ほど来、皆さん方御意見うかがうと、二通りでてきておりますけども、この二通りについては皆さん御理解できましたかね。よろしいですか。

意（12） 相談するということ。

委員長 どっちにするかということ。

意（14） 二つの考え方はわかる。

委員長 一問一答のやり方で二通りでてきましたけど、それは御理解されてますか。大丈夫ですか。

意（14） 席に登壇してしゃべるか、自席でしゃべるかっていう。

委員長 そうそうそう。

意（14） その二通りですね。

委員長 そうそう。いいですか。それで、一問一答を導入の経緯の中で何度も言いますが、やっぱりわかりやすい議論っていうものをみせるためには一括方式との混ぜ合わせみたいな一問一答方式よりは、1問ずつこなしていったほうがいいのか、せいぜい登壇してというのは、本日自分が取り上げるテーマのことだけぐらいにしておいて、その趣旨に関しては1問目だけにとどめていただいて、2問目以降の趣旨は自席でやるというのがやっぱり本来かなと思うんですけど、この辺のところはどうですかね。一問一答というものをこう決めましょうっていうことを決めないと選択性までいかないもんですから、一括方式と。

意（16） いいですよ。決めていただいて。

委員長 よろしいですか。

意（13） 委員長おっしゃるとおり。

委員長 よろしいですか。初めからそうすりゃよかった、意見伺ったのが間違っていた。それでは、一問一答方式というのはもう一度整理しますけども、登壇をしてテーマを述べるにとどめると、多項目にわたる場合は。1問目の趣旨及びその1問目の1、2問の部分についての質問事項を投げかけておいて自席に戻ると、そこにおいて1問目のことをすべて再質問で当局とやりあいをして、1問目がすべて終わったら、2問目の趣旨に入って、2問目のことを再質問でやりあって、それが終わったら3問目の趣旨に入って、3問目の質問をぶつけて、再質問でやりあってという形で行うと、これを一般質問の一問一答方式というふうにさせていただきます。なおかつ、注意をいただきたいのは、2問目、3問目の質問に入った場合は、1問目の質問に戻ったり、3問目にはいったら、2問目の質問に戻ったりしたら一問一答の意味が全くなくなってしまうので、それは禁止、厳禁ですよと。これは議長がしっかりとそこに対してはお止めいただくということになると思います。よろしいですかね。当面は自席で行うという形によろしいですかね。事務局のほうが。

意（12） 登壇して自席。

委員長 登壇して自席。それから、理事者側は全部自席ということによろしいですか。今まではそうやってきてますけども。それもよろしいですね。それで。

意（12） いや。理事者側も当局は1問目の最初だけは誰か登壇してって。

委員長 いやいや。違います。一括だけです。

意（12） 順番が逆になることがある。

委員長 これもうよろしいですか。質問項目を列挙するっていうところですけども、先ほど来ありましたけど、列挙することってなってますが、大項目ぐらいいにとどめないとですね、自分の質問事項全部先にだしちゃうってことになるもんですから、実際、それをちょっと私自分であそこに書くときには非常にちょっと違和感があったもんですから、大項目ぐらいいにとどめてしまっております。ですから、例えば、今回の6月の議会でもそうですけども、防災の見直しとBCPと二つ本来は書くべきなんですけども、そうじゃなくて防災行政って

いう大項目だけにさせてもらったんでね。このところも、大項目は書いてもらわないと何だかわかりませんので、あれですけども、そんなような形でよろしいですかね。

意（14） 参考資料の4番ってところに、佐野議員がやってるときに、財政についてってことで、6つのまたその中の小項目っていうのか、だしてある、こういう形のものをここでいってるのかなっていう感じがしますが、その辺はどういうふうにとらえますかね。

委員長 今おっしゃるように、高浜市の財政についてって項目が大項目とするのですね、小中項目として、ここずっと並んでますよね。これを一般質問の冊子っていうか、つくりますよね。例えば質問者の順番にそれぞれテーマを書いて。ここまで全部書きちゃうと、例えば高浜市の財政について5番目6番目の人が質問しようと思ってあって、5番目6番目の順番になってしまって、あって、で、このことが書いてあって、これを先に例えばこう聞かれてしまったり何とかっていうことになりかねないですよ、細かいことが書いてあると。だから僕はそれを質問されるかどうかってのはおいといて、自分がそこに項目として書くのは違和感があるよということを使ったんですけどね。

意（14） このような書き方を佐野議員がやられたようになってふうでもいいけどもそうでなくてもいいよというふうにとらえていいですね。

委員長 はい。じゃあよろしいですか。

意（12） どちらでもいいってことです。

委員長 もちろんそうです。

意（12） 書いても書かなくても。

委員長 いや、だから、列記することってあるものですから、書いてもらわなきゃいけないんですけども、大項目の列記でもいいし、中項目、小項目の列記でもいいよという意味です。書かないと何をするのかわかりませんので。一応事情徴収はされますが、事務局からは。それでは、ということを一問一答方式というふうに高浜としては呼びますということ踏まえて、一問一答方式あるいは一括方式、選択性と3通りありますが、どのようにいたしましょうか。選択性でよろしいですか。

異 議 な し

委員長 それでは今言った一問一答方式を導入するというので、今までの一括方式の選択性で行うということにさせていただきますのでよろしくお願いをします。それでは続きまして、事務局よろしいですかね、引き続きよろしいですかね。今の確認的には。今の部分だけでよいでしょうか。

事務局長 はい、後できちんと整理します。

委員長 それでは続きまして反問権についてでございます。反問権について御意見があれば御意見の方をうかがいたいと思います。

意（１２） 先ほどのですね、委員長の説明のとおりでいいと思います。

意（１４） 本格導入で。

委員長 それでは、本格導入ということに対しては問題ありませんか。

異 議 な し

委員長 では、本格導入するというので。それでは高浜モデルの反問権ということで今まで試行してきました。その中でいうと、どちらかという、確認権とかいうようなレベルにとどまっておりますけども、本来ですと反問権といえはですね、代案の提示だとか例えば他市の例を聞くだとかっていうようなことにも拡大することもあるんですが、そのところ対しては御意見をどうでしょうか。

意（１６） 拡大するっていうとどういうふうな拡大になりますでしょうか。

委員長 例えばですね、大ざっぱないい方をさせていただくと、子育ての施策を当局側が例えば提案してきたとしますよね。これに関して財源と費用対効果が認められないだとか、方法論がよくないだとかっていう場合を議員が質問したとしますよね。そうすると反問ですから、それでは何かいい案がありますかということを経験の方に当局側が聞いてくることあるってこと、代案ですから。今はないですそれは、その権限まで与えてないです。それからもう一つは、

他市の例ってのをよくいわれる方みえるんですけども、どこどこではこうですよってことを言われるんですけど、それ細かく聞きたいと、当局側が承知していないのでそのところもう少し細かく聞きたいというような場合の反問として、他市の例をもう少し聞かせてくださいというようなことが聞かれることがあるというような権限ですね。通常の反問権というとそれぐらいのことまで入ってるんですよ、だけど高浜の場合はそこまでは許してなくて、ちょっと質問の意味がよくわからないとか、もう少し質問者の気持ちとしてどうしてこういう質問するのか聞かせてほしいだとか、それから他市の例のことで確認、確認は今回載ってる例は確認をしてますけどね、深く突っ込んだ反問ではなくて、高浜の例じゃないですよとか他ではきちんと確認を取ってるんですかとかっていうような反問の例が今回載ってますけども、もっと細かいところまで突っ込むような部分が本来は反問権としてあるんですけどね。この間たまたま大東市の議員さんが議会運営委員の方々が議長と一緒に2時間いろいろと話をさせてもらったんですけども、そこはもうすべてのことを反問権許しているという話で非常に緊張感を持った議会をやっておると、だから今日例えば何を聞かれても即答するぐらいのあれはありますよぐらいのことを議運の委員長言っていましたからね。これもどちらかというと、この議会改革会議のまとめの抜粋の1ページ目にありまして、反問権の4番のところにつづいてありますけども、非常にわかりにくいといえればわかりにくいんですが、これもどちらかというと、議長采配になるんで、要は反問に値するのかなのか、権限を越えているのかなのかかっていうところ、非常に難しい場面が出てくるのかもしれませんが、一応こういうことに限っては反問を認めますよということで今までの試行どおりの形での反問権の本格導入ってことでしていきますか。どうしますかね。よろしいですか。

異 議 な し

委員長 それでは、一応試行どおりの形での反問権を本格導入すると、あくまで反問権と呼んでいいのか悪いのかわかりませんが、高浜市議会では反問権と

いうのをこの形でやっていくということによろしいですね。それでは、続きまして、自由討議についてでございますけども、自由討議についてはですね、実施例も今日お出ししておりますが、これについての導入に関しての御意見を伺いたいと思います。

意（１３） 導入すべきだと思います。残念ながら回数はですね、非常に今まで議案がなかったということでもありませんけども、少なかったというのは残念ではありますけれども、そういう中で８番のですね、会議録作成しないという部分がございますね導入するということになればですね、しっかりと会議録を残すべきではないかなと思います。

意（１６） これについては、ちょっとあんまりこれを導入していても実際には自由討議をやる回数がかかなり少なかったんですけれども、もう少し活発にやれるようになればいいなというふうには思っておりますけれども、本格導入は異論ありません。賛成です。

意（１４） 私も導入に賛成です。実際決議するときには賛否のある場合、賛否ですね、賛成、反対、ある場合があるわけってことは意見が違うことがあるわけですので、それを議会というのは合議制ですからいかに決議、多数決で決める前に議員が合議に近づけるかという努力はしなきゃいかんと、そういう意味で自由討議っていうか議論、協議を重ねることは大事なことから、できるだけ先ほど小野田議員が言われたようになかなか今までやった回数が少ないし議論がかみ合わない部分もありますけど、できるだけかみ合うような形を工夫していいですか、努力してそういう討議は議会としてはやっていくべきことだと思います。

意（１２） 私も自由討議については導入していくべきで、先ほども話出ましたが会議録も作成するべきだと思います。

意（２） 私のほうも今言われたように自由討議を導入することは賛成でございます。

意（１） 私も基本的に導入は賛成です。その中で一つ先ほどの議事録に関してですが、公表は今までと同じように委員会記録の議事録として公表されるんでしょうか。それを一つ教えてください。

委員長 本格討議をするってことは、委員会規則の中に自由討議の時間を設けるというような形で入りますんで、前回までのように休憩をして休憩中にやるってことではありません。ですから、委員会の会議録の中にはきちんと残るといふ形になりますので、それは今でいうとネット上で公開されるということになると思います。それともう一つは、委員長報告の中にその中で非常に有効的な議論がなされたことであれば、当然、委員長の委員会、委員長報告か本会議場における、その中にも反映される可能性というのが出てくると思います。それでは皆さん方、本格導入で一致をしておりますので導入ってことで進めてまいります。今までの試行の形でやってきておりますけども、この中で何か問題がある、ここは変えたほうがいいとかっていう御意見がありますでしょうか。

意（14） 確認ですけども、⑦のところに当局については基本的に退席とするが傍聴も許可するとありますけど、今までは暫時休憩という形でその間に当局が退席する場合はほとんどでしたけども、本格導入する場合はこの辺流れってというのはどういう形になるのか、ちょっと確認したいと思います。

意（6） 基本的にはこれ当局の議論をやってるわけじゃないですから、議員間でお互いが理解するためにやってる時間になりますし、当局の方自分たちの議論もおいてこちらにきていただいている関係もありますし、状況を見て当局側が退席できるようにしてあげれば従来どおりの運用でよろしいかというふうに考えておりますけど。

意（1） 事務局さんが退席させるってことはその間。

委員長 当局です。

意（1） 失礼しました。

委員長 それでは今までの質問、試行の部分の中で何ら問題がないということであればこの形でやるような形になりますけどもよろしいですか。

意（16） どうなんでしょうか、範囲を広げるっていうことで議員全体でこういった議論をする場っていうと本会議場になると思うんですけども、そういうことについてはどうでしょうか、そういったテーマが浮かばないっていうかあまりないような気がしますけども、例えば過去に病院の民営化のことについて市民サイドからいろいろ質問があったり、いろいろ大変な状況があったんで

すけども、そういった場面が出てきたときに慌てるのではなく、そういったときにもすっと対応できるように範囲を広げておいてもいいのかなというふうには思いますけども、そういったことについては、皆さんいかがお考えでしょうか。

意（6） 議案として基本的にまず委員会に付託されているって関係がございまして、委員会の中でまず自由討議をやって、その後は本会議でやっぱり議長の裁量になると思うんですけども、全員協議会なり、そういう形の中で意見を戦わせるっていうのがこの後にくるのかなって気がしますんで、とりあえず今委員会の話、付託された案件に対してどういう議論を深めるんだっていう議論をしていますんで、ここを決めてからその後の話かなって思います。

委員長 自由討議の試行の運用をですね、議論してる最中に出てきた話では、やっぱり本会議の時はどうなのという話もございました。現実的にはやっぱりより深い議論をするために委員会の付託を案件がされるから委員会でいいんじゃないかと、その時に出てきたふぐあいが、要は一人会派の方は他の委員会で自由討議ができないじゃないかという話ですよ。それが出てきたゆえん、各派会議でテーマとして上げてもらって、自分が他の所属していない委員会であってもその方が各派会議でテーマとして上げて、取り上げられれば、そうすれば自分が所属していない委員会でも他の方々がどういう意見を交し合うのかということは傍聴できるわけですよ。ですから、各派会議と議運というのを通してテーマを決めていきましょうというふうなことでこういうやり方を決めていった経緯が当時あったと思うんですけども、他市でいうとテーマを事前に決めるなんてことがよくできますねって僕よく言われましたけども、結局本会議場で先ほど幸前議員が言われたみたいに議長が判断をして、これについては自由討議をやりましょうと急に言い出すそうなんですよね。結局議論になるからそういうふうにするそうです。委員会でも委員長がこれについては自由討議にしますと、自由討議の時間を設けるというふうにするらしいんですけど、うちは総括のレベルの中で大体これが争点になるだろうと反対意見、賛成意見といろいろ出てくるだろうというようなことで、それをおおむね各派会議、議運のほうで出てきて決めるんですよってことを説明したことがありますけど

他市に。他市にはそういう例もあります。

意（１４） 議長提案か。

委員長 議長と委員長が提案で決めると。

意（１３） 今、小野田さんの言われることもよくわかりますけども、大きな問題はですね、例えば病院もそうですが、全会一致で動かないかんやらないかんということは、その前にまた前だか後だとかいろいろありましたんで、それは今おっしゃるように幸前さんが言われるように議長采配で投げかけていただいて、別で僕はやるべきだなんていうふうに思います。そのために各派会議もあるでしょうし、全体ってことですから今おっしゃったような全協、全員協議会という名前を使わずにですよ、使わなくてもいいから、もうやるぞというお声かけをしていただければ、それはやることには皆さんやぶさかではないと思いますんで、とにかく今、幸前さん言われるように委員会で付託をされたというものについてはここでしっかりともんでいただくということで、それから外れたとはいいませんけど、もっとやれという話になればまた今進める話だと思いますんで、議長采配ということになるのかなあとは思いますが。

意（１４） 今の話でいくとそれはそれで一つの取り決めをせにゃいかんということだね、運営上のなんか条例とかなんかね。今の状態で議長が議長権限でこの議案に対して。

意（１３） 議案じゃない。僕が言ってるのは、そうじゃなく議案は、議案の付託は議運にあるじゃないか。

意（１４） 議案以外のものに対する自由討議っていうか協議する場を設ける。だから、本会議と関係なくということですね。わかりました。

意（１３） 僕はですよ。

委員長 事件が起きたと思った。

意（１６） わかりました。そういうふうであればそれでいいと思いますけど。ただ私が思ったのは、盛り込んでおけばいざっていうときにもそれが活用できるものですから。と思っただけです。

委員長 それでは、試行のときのやり方で自由討議を本格導入するっていう形でよろしいですか。

異 議 な し

委員長 自由討議と反問権に関しては、これは当然一問一答の導入もそうですが、会議規則、委員会条例の改正をしていかなきゃいけないと思います。その中で、今ここに書いてある言葉が規則にそぐわない、規則上ね。もう少しこういうふうに文言を変えなきゃいけないとあってあればそのような形で変えていきますので、一度事務局のほうでそれはきちんとみていただいてですね。お願いしたいと思います。

事務局長 私どものほうも今回特別委員会が設置をされて本日御議論いただいております、一問一答方式、自由討議あるいは反問権について少しですけども先進市の例規について見させていただきましたところ、大方のところは会議規則、委員会条例には記載がございません。一つ特色的なところは議会基本条例の中に一般質問のところで一問一答方式、私どもでいいますと、一括質問一括方式または一問一答方式を選択することができるという表現が議会基本条例のところにあるということと、一問一答方式で申し上げるならば、会議規則の一般質問の条の中に一問一答方式を採用できるといいますか、こういう二つの方法で質問してくださいねという記載をされているということでございます。一方、反問権につきましては、やはり会議規則の中でうたっているという例も非常に少ないです。少ないからといってそれがどうだってことでは決してございませんので、それを会議規則の中に入れるならば条として起こすことになるかと思えますし、自由討議についても委員会のみの自由討議にするのか、本会議でも門戸を開くということにするのか、もし本会議で門戸を開くということになれば、会議規則の中で自由討議をすることができるというような案文になるのではないかというふうに思っております、よくよく調べてみましたところ明文規定というのほどこもされていないと、なおかつ申し上げますと議会基本条例の中に規定をしたものは、これは必ずやらないかんということがありますので、私どものほうもどこの自治体もそうですけれども、会議規則にあっても議会の御議決をいただくということが大前提になりますので、この辺は

御承知おきをいただきたいとかように思っております。

委員長 それではですね、どこのレベルの中に入れていくかということもきちんと御議論いただかなきゃいけないもんですから、それと議決を要することであれば当然本会議を一つこなしただ中でやってかなければいけないということになりますので、今言った一問一答それから反問権、自由討議についてはその準備ができ次第、皆さん方にですね、一度お諮りをして、どのレベルの中に規則として入れてくのかと、それをまたお諮りしますので、そこでお決めにいただいてそれに応じた形でスタートすると、要は本会議を乗り越えなきゃそこで議決をしなきゃ本格導入になりませんので、それまでの間は試行という形で今まで通りの形でやっていくということによろしいですか。

異 議 な し

委員長 それでは、導入時期についてはですね、今言った件もございまして、事務局のほうで一度どういうやり方があるのかということを一覧というか書面で一回出していただいて、そのやり方の中で選択をしていくという形にしたいと思っておりますので、それによろしいですかね。

異 議 な し

委員長 それではそのように進めさせていただきます。本日の案件はここまでの三つでございすけども、その他、何かございすか。

意（14） 先回出てました、この他にもあったですけど、各会派から出された整理されたものとかどのようになっておるのかお聞きしたいと思っております。

事務局長 前回の御議論の中で委員長等からの御提案がありました各会派から検討すべき項目についてを書面をもって提出をしていただくというお話がございましたけれども、前回最終的な結論は、そうではなくして次回のテーマを決めましょうということに落ち着いて本日の三項目についての御議論がされて本日大方の決定がされたということでございすので、各会派からの書面による

あるいは書面以外のものの検討項目については承っておりません。

意（14） それでは、次の議題について今回提示されるってことですかね。

委員長 それでは、次回からのですね、検討項目の決定でございますけども、前回ですね、委員会の検討項目等についてというテーマで皆さん方が御意見ちょうだいした中で、おおむね皆さん方の中で強く出ておった話が議会の情報公開、議会の活動報告、議会報告をどのように実施をしていくのか、市民の目に見える市議会とするために、どうしていくのかというところが強く御意見として出ていたと思います。そのところをですね、ぜひともテーマ、検討項目としていきたいなというふうに思っておりますので、ただし、今日皆さん方におおむねの気持ちの部分でいいんですが、お聞きしたいのが、議会のこの例えば情報公開っていうか市民の目に見えるということですね、今多くの議会が取り組もうとしている、議会報告会を市内において実施をするというのが例えば一つあります。それから、例えばインターネットで動画配信をするだとか、例えばこの近辺でいうとキャッチで映像を配信するだとか、そういうものもあります。それから、議会だよりはうちは年間4回出してますけれどもそれを例えば毎月出すだとかね。いろんな方法があると思うんですけども、その中で皆さん方が一番思う部分で、この間もその議会報告会っていうのが言葉として皆さん方から出てきておったんですけども、それも統一をしていかないと議論になりませんので、さまざまなやり方があるとは思いますが、一応ですね、その方向性で議会報告というものをどのようにやっていくのかというところを検討項目とさせていただきたいというふうに思うんですけど、この辺については御意見ありますでしょうか。いかがでしょうか。

意（13） 異議なし

意（14） 会派で、会派の方で意見を確定してもらって、それから議論するという形でどうですかね。

意（13） 今、内藤さんのお話は、各会派でというよりも、たたき台を統一テーマというのはいくつか決めて、たたき台を一つどうだというお話ですかね。

意（14） 各会派で情報公開のやり方とみたいなものを提案いくつか出てく

と思うんですけどそれを提案を出された中で議論するか今、磯貝委員言われたような何か委員長から何か提案があってそれに対してみんなで協議するかっていうどっちかなのかなって気がしますけど。

意（13） 私どもは、会派ですね、どちらでもいいんですが、いずれにしてもこのテーマについては意識しておりますので、しっかりとしたものを出せということになれば、出していきたいと思っております。当然後はそれから予算とかいろいろ出てくると思いますが、それは別にしましてね。

委員長 先ほど僕が言わせてもらったのは、前回確か内藤皓嗣委員のほうから全体のスケジュール的にはどういうふうに進んでいくのかっていう質問をいただいた中で、議会報告会みたいなものを開くのであれば来年の3月議会ぐらいを目途にやっついていかないと準備ができないんじゃないですかねっていう話をさせていただいたもんですから、そうするともうこいで8月もね、盆があつてなんだかんだつていうと8月はあつてないようなもんです。9月議会も決算も含めていうと一月とんじゃいますよね、10月、11月視察だ何だつてことがあります。すぐ12月議会です。本当に期間的にはないんですよ、時間が。その中でいうと、ここでいろんな情報公開の方法あるけども、高浜市議会が市議会として市民の方々のために何ができるんだという部分の中で情報公開何ができるんかという部分の中では議会報告会みたいなものを全体スケジュールの中でこう考えてつたらどうかなあということ、前回、3月議会を目途に考えたらどうですかつていうようなことで話をさせてもらったんですけども、それを踏まえて検討項目としてですね、革会議の検討項目として議会報告会をやるかやらんか、もしここで決めていただければ、やる方向でどのようにやっついていくのかつていうことの議論には入れるんですよ。それを各会派に持ち帰っていただいてどういうやり方があるよね、例えば年間何回やるとか何箇所やるとかつていうようなことも含めてね、それをここであんまり細かい話をやっついていっても結構無理があると思うんで、各会派のほうにはそういう細かいところで話をいろいろと御意見を出していただいて、ここに持ち寄っていただいてここでもってまとめていくという方式はどうかなつていうふうに思うんですけども。

意（16） 先回も各会派の皆さんが議会報告会を開催すべきというような意見がそれぞれあったと思いますので、報告会なら報告会というテーマで進めていってもいいかなと思いますけども。インターネットなら動画もできれば大変いいことだと思いますけれども、予算が伴いますので報告会なら報告会を早く決めていかないと3月に間に合わなくなってしまいますので、それで決めていただきたいと思います。

委員長 そのような御意見がありましたけども。いかがですかね。

意（12） 先日、まず10日までに書面で出すというお話がありまして、今日2日には、やる日にちがなかなか皆あわないってことで積み残しになってるね、今日この3問について議論するという話に変わっていったんですよね。ですから、うちらも議会報告会については賛成ですし、だから次にいつやるかってことと、何をやるかということ一度出して議会報告会についても次の時にどういうふうにやっていくかっていうのを一度出していただいて話をするっていうぐあになるのかなって、ちょっと今あれやこれや出てきたもんでちょっとそんなようなこと考えてるんですが、ちょっとそんなふうなことです。

委員長 今の御意見は、各会派から何を改革会議の検討項目として何を取り上げるだということ一度全部出せという話ですか。

意（12） 私、先日、議長さんが言われて傍聴者に対するね、資料の拡大というような話も出したんですが、これも、議会の情報公開という意味については一つの中身になるわけですが、ですから、それも含めて次の議会でやっぱりどういうことをやってほしい、議論してほしいかいうのを一度出したほうがいいような気がいたします。そのことと、議会報告会も出てましたので、そのことも一緒にやっていくというのか、議論してくっていうのか。ちょっとその辺りができればそのことも含めて議論していきたいと思っておりますけども。

委員長 それでは、今そのような御意見がありましたけども、各派からとか各委員さんからですね、検討項目を提出するという形にしますか。一度それで出します。

意（14） それはそれでいいと思うんですけど、次回は例えば議会報告会についてどのようにするかっていうのを一つの議題として、大きなテーマだし、

一応先回の委員会でおおむねね、合意っていうか必要だって話があったわけですから、それはそれで一応報告会をテーマにした開催をしていただいと同時に他の議題についてもこの前のときに私が随時提案していけばいいんじゃないかと言いましたけど、とりあえずあればね、出してもらえばいいと思うんですけどね。

意（16） 今御意見伺うと、次回は何をテーマにするかを決めるということをおっしゃられたのでしょうか。内藤さんがおっしゃられたのは。

意（12） 何をやるかっていう面で議会報告会っていうのを、いいんですが。議会の情報公開の面でいうと議会報告だけが情報公開じゃないもんでですから、じゃないと思うんですね。だから、傍聴者に対することだとかインターネットの動画とかいろいろあると思いますので、だから、ちょっとその点で議会報告会の議論を各会派の中でできてどういうふうにするのかっていうのを出すこともやりながら、他の情報公開できる部分についても議論していかなくやという気がするんですが。

委員長 それでは、ちょっと極端な言い方させていただきますけど、例えばお金もそんなにかかるわけじゃない、予算だてしなくやいけないとかっていうことがまずないと、なおかつ各派の了承が得られればいいんじゃないのってことも多分あると思うんです。すぐ簡単にやれるようなこともあると思うんですよ、例えば議長采配でもいいのかもしれないし各派の了承を得てね。そういうのもあるかもしれないので、要は議会改革につながる、要は議会の情報公開につながるようなことに関して、各議員の皆さん、それから各派の御意見、それをですね、一度持ち寄っていただきたいと思います。その中でこれはすぐやればいいじゃないという、単純にね、というものがあればそれはもうそのまま進めていくと。それから、これは大きなテーマだからしっかり練りこんでいかないといけないねってことに関しては、ここの中で議論を深めていくという形にさせていただきたいと思いますが、これでいかがですかね。

異 議 な し

委員長 よろしいですか。それでは、これもですね、またいろいろと御意見が拾いきれないといけないもんですから、書面で事務局のほうに提出をしていただきます。これはもう前回是一次なしにしましたけども。事務局のほうに提出していただきますので、お盆明けの9月議会前になんとか次回をやりたいと思いますので。

意（14） 議会報告会についての一括テーマを。

意（13） テーマっていうか、はっきり言いますけどね、やったほうがいいってふうで。

委員会 だから実現可能かどうか予算がいくらかかるとかって全然考えなくていいです。考えなくてこういうこともあるよね、ああゆうこともあるよねってことを本当に出してください。それが実現可能であるのであれば、すぐにでも実現可能であるんだったら、すぐやりましょって話です。無理ならどうやったらやれるのか、それから本当にちょっとこれは無理難題すぎて、これはちょっとうちには必要ないんじゃないって話しになるのかもしれないし。

意（16） いつまでに出せばいいんですか。

委員長 次回の日程まで含めて決めさせていただきますけど。どの辺が皆さん。22、23てのはあれですか。

委員間で日程調整中

委員長 18日でいいですか、10時、議会改革特別委員会をやります。提出をいただくのは。

事務局長 19日、10時ですと議長の方は公務が入っておりますので、御了承いただきたいと思います。

委員長 18日。

事務局長 18日、はい。

委員長 それで、出していただく期日ですけども。事務局お盆ないもんなあ。いつでもいいんだな。今日、2日でしょう。まとめてもらわないかんもんで。一応一覧表にしてもらおう必要があるでしょう。

委員間で日程調整中

委員長 いいですか。10日までに各派でまとめていただくようにしていただければと思います。それでは、よろしいですかね。検討項目を各派まとめていただいたのを資料提出が8月10日、事務局のほうに書面をもってお願いをいたします。それから、次回開催日が8月18日、午前10時となりますのでよろしくをお願いをいたします。よろしいですかね。それでは、以上をもって議会改革特別委員会を終了いたします。御協力どうもありがとうございました。

閉会 午前11時41分

議会改革特別委員会 委員長

議会改革特別委員会 副委員長